

## ・低入札価格調査制度調査対象工事における前金払の縮減 について

(平25.10.11付34-57)

総務人事等担当理事  
経理資金等担当理事 から 各本部長 あて  
各支社長  
各地域支社長

工事請負契約における前金払については、「工事請負契約書の制定について」(平16.7.1付34-64)別紙標準様式、「民間開発超高層住宅により住宅を建設する場合における一般競争入札方式の手続について」(平16.7.1付34-45、111-69)別添標準様式5、「民間開発工業化住宅により住宅を建設する場合における詳細条件審査型一般競争入札方式の手続について」(平17.11.15付34-23、111-34)別添標準様式2及び「工事管理業務の委託に係る受託者の契約事務処理要領について」(平16.7.1付34-82)別添様式第1号に定める工事請負契約書(以下単に「工事請負契約書」という。)において規定されているところであるが、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」(平16.7.1付34-61)記1に規定する調査(以下「低入札価格調査」という。)を受けた者との契約に関しては、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

この通達は、平成25年10月11日から施行し、平成25年11月1日以降に入札公告等を行うものから適用する。

### 記

#### 1 工事請負契約書における取扱い

工事請負契約書第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に読み替える。

工事請負契約書第34条第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替える。

工事請負契約書第34条第6項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替える。

#### 2 入札前の周知

入札説明書において、低入札価格調査を受けたものとの契約については工事請負契約書第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項及び第6項もこれに準じて割合を変更する旨明記するものとする。

指名通知並びに現場説明書において、低入札価格調査を受けたものとの契

約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする旨明記するものとする。

以 上